

事 務 連 絡
平成26年12月19日

日本商工会議所会頭 三村 明夫殿

中小企業庁
経営支援部
小規模企業振興課

経営発達支援計画の第1回認定申請の周知について

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第5条の規定に基づく経営発達支援計画につきまして、認定申請ガイドラインを作成し、第1回認定申請を実施しますので、貴所会員に御周知くださいますようお願いいたします。

<添付資料>

1. 認定申請手続について
2. 経営発達支援計画に関する認定申請ガイドライン
3. 経営発達支援計画様式
4. 審査基準等

認定申請手続について

認定申請書の提出先は、商工会又は商工会議所の主たる所在地を管轄する経済産業局となります。

第1回認定は、平成26年3月下旬を予定していますので、認定申請を行う商工会又は商工会議所は、「経営発達支援計画に関する認定申請ガイドライン」を参考に、以下の流れにより申請を行ってください。なお、個別の申請者の評点については回答しません。

1 第1回認定の流れ

平成27年1月13日～平成27年1月16日 一次申請書提出期間

平成27年2月23日頃 一次審査結果連絡

平成27年3月2日～平成27年3月6日 二次申請書提出期間

平成27年3月下旬 第1回認定

※第2回認定は、平成27年5月中旬に一次申請書提出を予定。

2 認定申請書の提出先・問合せ先

お問合せ先	提出先住所	連絡先 電話番号	管轄 都道府県
北海道経済産業局 中小企業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-3140	北海道
東北経済産業局 経営支援課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎	022-221-4806	青森, 岩手, 秋田, 宮城, 山形, 福島
関東経済産業局 経営支援課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号 館	048-600-0331	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 長野, 山梨, 静岡
中部経済産業局 中小企業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748	富山, 石川, 岐阜, 愛知, 三重,
近畿経済産業局 中小企業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6023	福井, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山
中国経済産業局 中小企業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5661	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口

四国経済産業局 中小企業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529	徳島, 香川, 愛媛, 高知
九州経済産業局 中小企業支援室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5444	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1755	沖縄
中小企業庁 小規模企業振興課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-2036	—

事 務 連 絡
平成26年12月19日

全国商工会連合会会長 石澤 義文 殿

中小企業庁
経営支援部
小規模企業振興課

経営発達支援計画の第1回認定申請の周知について

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第5条の規定に基づく経営発達支援計画につきまして、認定申請ガイドラインを作成し、第1回認定申請を実施しますので、貴会会員及び商工会に御周知くださいますようお願いいたします。

<添付資料>

1. 認定申請手続について
2. 経営発達支援計画に関する認定申請ガイドライン
3. 経営発達支援計画様式
4. 審査基準等

認定申請手続について

認定申請書の提出先は、商工会又は商工会議所の主たる所在地を管轄する経済産業局となります。

第1回認定は、平成26年3月下旬を予定していますので、認定申請を行う商工会又は商工会議所は、「経営発達支援計画に関する認定申請ガイドライン」を参考に、以下の流れにより申請を行ってください。なお、個別の申請者の評点については回答しません。

1 第1回認定の流れ

平成27年1月13日～平成27年1月16日 一次申請書提出期間

平成27年2月23日頃 一次審査結果連絡

平成27年3月2日～平成27年3月6日 二次申請書提出期間

平成27年3月下旬 第1回認定

※第2回認定は、平成27年5月中旬に一次申請書提出を予定。

2 認定申請書の提出先・問合せ先

お問合せ先	提出先住所	連絡先 電話番号	管轄 都道府県
北海道経済産業局 中小企業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-3140	北海道
東北経済産業局 経営支援課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎	022-221-4806	青森, 岩手, 秋田, 宮城, 山形, 福島
関東経済産業局 経営支援課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号 館	048-600-0331	茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 長野, 山梨, 静岡
中部経済産業局 中小企業課	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748	富山, 石川, 岐阜, 愛知, 三重,
近畿経済産業局 中小企業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6023	福井, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山
中国経済産業局 中小企業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5661	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口

四国経済産業局 中小企業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529	徳島, 香川, 愛媛, 高知
九州経済産業局 中小企業支援室	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5444	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島
内閣府 沖縄総合事務局 経済産業部	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1755	沖縄
中小企業庁 小規模企業振興課	〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-2036	—

Ver. 1.0

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年1月30日閣議決定）への対応に係る部分（黄色マーカー）を内閣府において抜粋

経営発達支援計画に関する 認定申請ガイドライン

平成26年12月

中小企業庁経営支援部小規模企業振興課

3. 経営発達支援計画の認定申請手続

(1) 申請手続の流れ

経営発達支援計画認定の申請を行う商工会・商工会議所は、以下の流れにより、申請手続を行ってください。

- ① 認定を受けようとする申請者は、一次申請書提出期間中に主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局に一次申請書を提出してください。
- ② 経済産業局に提出された一次申請書について、経済産業局から各都道府県に対し、情報の共有及び意見の照会を行います（都道府県から意見が寄せられた場合は、審査の際の参考とします。）。
- ③ 経済産業局、経済産業省、外部有識者による書面審査を行います。一次審査の結果（指摘事項等）については、経済産業局から申請者に連絡します。
【一次審査の結果、認定が困難である旨の連絡を受けた申請者は、次回以降の申請期間に一次申請から行ってください。】
- ④ 申請者は、一次審査における指摘事項等を反映させた経営発達支援計画を総会又は議員総会等において議決し、二次申請書提出期間中に管轄する経済産業局に二次申請書を提出してください。
- ⑤ 経済産業局及び経済産業省において審査を行います。
- ⑥ 審査会を開催し、外部有識者による評価を行います。
- ⑦ 審査会における評価を踏まえ、経済産業大臣が認定の可否を決定し、その結果を申請者あて通知します。経済産業省は、認定した経営発達支援計画の公表を行います。

(2) 申請のイメージ

